

市第5号議案 横浜市印鑑条例の一部改正

1 趣旨

横浜市印鑑条例（以下「条例」という。）では、印鑑の登録や印鑑登録証明書の発行事務について規定しています。

このたび、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、利用者証明用電子証明書がスマートフォン（移動端末設備）に記録することが可能となります。

コンビニ交付（多機能端末機）による印鑑登録証明書の交付申請について、スマートフォン（移動端末設備）に記録した利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加するため、横浜市印鑑条例の一部を改正します。

2 施行日

規則で定める日

理由：スマートフォン（移動端末設備）用利用者証明用電子証明書によるコンビニ交付の開始日から施行します。

なお、サービスの開始日は未定です。

3 改正の内容

スマートフォン（移動端末設備）に記録された利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付申請を可能とします（条例第17条第3項）。また、その他これに関連する所要の改正を行います。

横浜市印鑑条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(第1条から第16条まで省略) (印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第17条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>(以下「<u>個人番号カード</u>」という。)を提示し、区長が指定する電子計算機(入出力装置を含む。)に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号。以下「<u>公的個人認証法施行規則</u>」という。)第42条第2項に規定する暗証番号(次項及び次条第4号において「<u>暗証番号</u>」という。)を自ら入力して、規則で定めるところにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード</u>を利用して、多機能端末機(横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)第2条第13号に規定する多機能端末機をいう。)に暗証番号を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。</p>	<p>(第1条から第16条まで省略) (印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第17条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを提示し、区長が指定する電子計算機(入出力装置を含む。)に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号。以下「<u>公的個人認証法施行規則</u>」という。)第42条第2項に規定する暗証番号(次条第4号において「<u>暗証番号</u>」という。)を自ら入力して、規則で定めるところにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>利用者証明用電子証明書</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。)第22条第1項に規定する<u>個人番号カード利用者証明用電子証明書</u>又は同法第35条の2第1項に規定する<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>をいう。第18条第5号において同じ。)を利用して、多機能端末機(横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)第2条第13号に規定する多機能端末機をいう。)により、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。</p>

<p>(第4項省略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)</p> <p>第18条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 前条第2項又は第3項の場合において、暗証番号が正しく入力されなかったとき。</p> <p>(5) 前条第2項又は第3項の場合において、<u>個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。</u></p> <p>(第6号省略)</p> <p>(7) 前条第4項の場合において、公的個人認証法第3条第1項に規定する<u>署名用電子証明書</u>の効力が失われているとき。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(第4項省略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)</p> <p>第18条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 前条第2項の場合において、暗証番号が正しく入力されなかったとき。</p> <p>(5) 前条第2項又は第3項の場合において、利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。</p> <p>(第6号省略)</p> <p>(7) 前条第4項の場合において、公的個人認証法第3条第1項に規定する<u>個人番号カード用署名用電子証明書</u>の効力が失われているとき。</p> <p>(以下省略)</p>
--	--